

入札公告(郵便入札)

下記のとおり一般競争入札に付します。

令和7年11月4日

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
六ヶ所フュージョンエネルギー研究所
管理部 長 松田 好広

記

1. 競争入札に付する事項

R07RE-13557

- (1) 件 名 ITER等の実績に基づく原型炉用システム化規格の骨子案の検討
- (2) 内 容 仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 限 令和8年3月13日
- (4) 履 行 場 所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字表館2番地166
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 六ヶ所フュージョンエネルギー研究所

2. 入札書等の提出場所等

(1) 入札説明書等の交付場所及び入札書等の提出場所並びに問い合わせ先

〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字表館2番地166
六ヶ所フュージョンエネルギー研究所
管理部経理・契約課 告坂 勇風
TEL 0175-66-6837 (ダイヤルイン) FAX 0175-71-6501
E-mail: nyuusatsu_rokkasho@qst.go.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

上記2. (1)に記載の交付場所または電子メールにより交付する。
ただし、交付は土曜、日曜、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く平日に行う。
電子メールでの交付希望の場合は、「公告日、入札件名、当機構担当者名、貴社名、
住所、担当者所属、氏名、電話、FAX、E-Mail」を記載し、上記2. (1)のアドレスに送信。
交付の受付期限は 令和7年11月25日(火)の17:00までとする。

(3) 入札説明会の日時及び場所

実 施 し な い

(4) 入札関係書類及び技術審査資料の提出期限

令和7年11月26日(水) 12時00分

(5) 入札書の提出期限

令和7年12月15日(月) 12時00分

(6) 開札の日時及び場所

令和7年12月15日(月) 16時30分

六ヶ所フュージョンエネルギー研究所 管理研究棟

開札時の立会いは不要とし、開札結果は別途通知する。開札の結果、落札者がなかった場合には再度の入札書の提出期限及び開札日時について別途通知する。

3. 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 契約事務取扱細則第10条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者についてはこの限りでない。
- (2) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 契約事務取扱細則第11条第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 当機構から指名停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 全省庁統一競争入札参加資格を有する者であること。
- (5) 当機構が別に指定する誓約書に暴力団等に該当しない旨の誓約をできること。

4. 入札保証金及び契約保証金 免除

5. 入札の無効

- (1) 入札参加に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札の条件に違反した者の入札

6. 契約書等作成の要否 要

7. 落札者の決定方法

- (1) 技術審査に合格し、予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。(最低価格落札方式)
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8. その他

- (1) この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、当機構が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
- (3) その他、詳細については、入札説明書によるため、必ず上記2.(2)により、入札説明書の交付を受けること。
- (4) 本入札に関して質問がある場合には 令和7年11月11日(火) 11:00までに上記問い合わせ先宛てに質問書を提出すること。なお、質問に対する回答は令和7年11月18日(火)中に当機構ホームページにおいて掲載する。

以上 公告する。

本件以外にも、当機構ホームページの調達情報において、今後の「調達予定情報」を掲載しておりますのでご確認下さい。(URL : <https://www.qst.go.jp/site/procurement/>)